

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条、同法施行規則第20条	入院患者の医療の支給申請	指導予防課

一類及び二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者が、入院勧告又は、入院措置を受けた場合、患者又はその保護者から公費負担の申請があったときは、感染症指定医療機関において受ける医療に関する費用の自己負担分について公費負担する。

1 審査基準については、次のとおりである。

一類及び二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者で、入院勧告又は、入院措置を受けた者

2 標準処理期間 30日

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。